

ハインツ・ランペルト著

## ドイツ社会政策史（Ⅱ）\*

白 井 英 之

### 第Ⅱ章 社会のおよび社会政策的展開の推進力

社会政策のテキスト1冊の枠内で、社会的な発展そして社会政策の展開をおしすすめてきた数多くの勢力を描き出すことは十分にできることではなかろう。それぞれの推進力が持っていた重みを、精確にかつ確たるものとして評価することはできることではない。けれども、どのような勢力がドイツの社会政策に契機を与え、影響を及ぼし、発展させてきたのかという点、さらにはどのような構想、理念、目標が役割を果たしたのかという

---

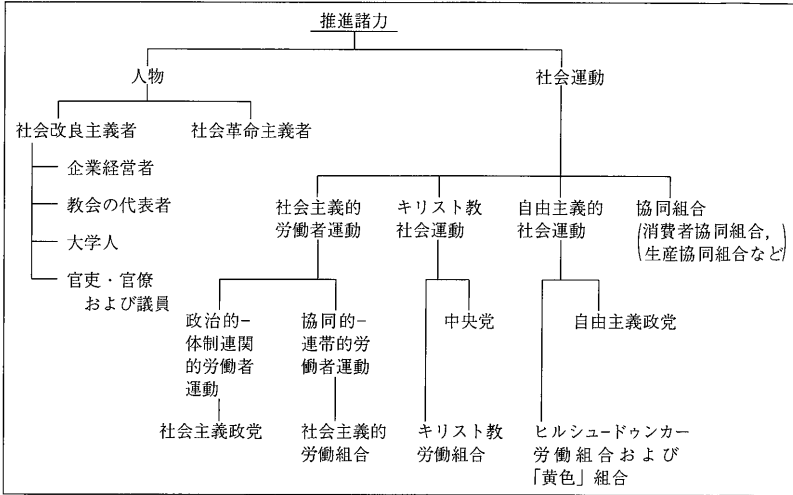
\* Lehrbuch der Sozialpolitik, 5. Aufl., 1. Teil : Geschichte der deutschen staatlichen Sozialpolitik, by Heinz Lampert. Copyright 1998 by Springer-Verlag Berlin Heidelberg. All rights reserved. Japanese translation rights of 1. Teil arranged with Springer-Verlag in Heidelberg through Hideyuki Usui.

「ドイツ社会政策史（Ⅱ）」としてここに邦訳したのは、Heinz Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 5. Aufl., Berlin u. a. 1998 中の Erster Teil: Geschichte der deutschen staatlichen Sozialpolitik, II. Kapitel, Triebkräfte der sozialen und sozialpolitischen Entwicklung, S. 42-62 であり、「ドイツ社会政策史（Ⅰ）」（『成城大学経済研究』第161号，2003年5月，147—189頁）の続編にあたる。ただし，本書 S. 62 に略図表 2 としてあげられた略年表は割愛した。

表記については前回邦訳での原則をそのまま踏襲している。なお，末尾に掲載した【文献リスト】は，前回邦訳との重複をいとわずに，本章に関するものをすべてとりあげて整理し直したものである。

不明な点に関する訳者の問い合わせに対し，ご丁寧に回答いただいた著者ランペルト教授にあらためて御礼申し述べたい。この点に関し，修正の必要があった箇所については修正したうえで邦訳してある。

略図表 1 19世紀社会政策の展開を推進した諸力



点，それらの点の概略については，以下の叙述で描き出すことができるであろう。

ここではこれらの推進諸力を人物と社会運動とに分けることにするが，このことは，人物——たとえばコルピング，シュルツェーデーリチュ，マルクス——と社会運動との間にあった密接な関連を無視するものではない。

略図表 1 で示されているのは，以下でとりあげる推進諸力の大まかな見取り図である。

### 第 1 節 社会改良主義者と社会革命主義者

社会改良主義者とは，既存の社会秩序の部分的修正によって社会的変化をもたらそうとする人々であり，それに対して社会革命主義者とは，既存の秩序を社会的問題を解決するにはふさわしからざるものとみなし，したがってそれを根本から変革しようとする人々，としておくことにしたい。

## 1 社会改良主義者

社会改良主義者は、企業経営者、教会の代表者、大学人、官吏・官僚および議員、というグループに分類される。

### a) 企業経営者

19世紀前半、企業経営者は貴族、手工業 [者]、農業 [者]、官吏・官僚、市民と対峙しつつ社会的認知を手にするべく苦闘せねばならなかった。彼らは代々伝わるものもなく、その出自からすれば卸売業者（つまり家内工業に生産を委託する事業者）か、わずかばかりの元手を持った小親方であって、個人的には自分にも他人にも多くを望むこともなく慮ることもなくといった調子で、自分が使っている労働者のほとんどに対しては、賃金支払いの義務以外の義務については何も認めていなかった (Jantke 1955, S. 21)。厳しい競争、資本不足、流動性資産の不足、売れ行き難、などが社会的地位の向上にとって障害となっていた。農業労働者や日雇い労働者に比して工場労働者が比較的良好な状態にあった点からすれば、多くの企業経営者は社会政策を余計なものともみなしていた (Herkner 1922, Bd. 1, S. 443)。にもかかわらず、ドイツ社会史に登場する少なからぬ人々は、工業化が始まるやすぐに、経営内部でそして経営を超えて社会的諸問題に取り組み、さまざまな提案をし、社会政策的な諸プログラムを実践してきた (Puppke 1966, Köln, 82ff.)。「雇い主もその実現に関与していなかったならば、社会改良は…ほとんど見いだされないであろう」 (Herkner 1922, Bd. 1, S. 454)。

企業経営者のうちで社会政策の実践を十分に認識していたことを伝えるのは、エルンスト・アッペ<sup>1)</sup>、ローベルト・ボッシュ<sup>2)</sup>、ハインリヒ・フレゼ<sup>3)</sup>、ヴィルヘルム・フォン・フンケ<sup>4)</sup>、フランツ・ハニエル<sup>5)</sup>、フリードリヒ・ハルコルト<sup>6)</sup>、[コルネーリウス・]ハイル<sup>7)</sup>、アルフレート・クルップ<sup>8)</sup>、ヴィルヘルム・オエツヒェルホイザー<sup>9)</sup>、リヒャルト・ロエ

ージケ<sup>10)</sup>、ヨハネス・シュハルト<sup>11)</sup>、カール・フェルディナント・フォン・シュトゥム-ハルベルク<sup>12)</sup>の伝記類である。

企業経営者たちの社会政策の構想は2つの極を動いていた。すなわち一方でアルフレート・クルップとフォン・シュトゥム-ハルベルクによって、他方でエルンスト・アッベによって代表される構想がそれであった。

クルップとシュトゥム-ハルベルクは家父長的、反民主主義・権威主義的、社会封建的企業経営者の代表格であった。彼らは一方では、従業員に対する社会的な義務を認め、また大規模な社会的施設を設立した。[けれども]他方では、封建・貴族的手法で厳格なヘル-イム-ハウゼの立場を代表し、規律と服従を要求し、経営の外においても自分たちの「家族」を意のままにしたりその後見となったりする権利を有すると考えていたし、被雇用者に経営内部での協議の権利を禁じたのみならず、政治的に自立しないようにしようとした。望ましい態度を身につけさせるために、彼らはたとえば、誡といった脅しや圧力をかけて尻込みさせることはなかった。[ただ]彼らは、労働者結社、労働組合、労働者政党の組織化を阻止しようとしたのであった<sup>13)</sup>。

これに対してエルンスト・アッベ——当時先頭を切っていた——は民主的で、労使共同的な立場にあり、社会的法治国家の理念で充たされた社会政策的構想を持つ代表者であった。労働者にも付与される自主的決定権、人たるにふさわしい状況の保持、労働者の政治的活動の権利、経営内での共同決定権、収益分配の権利、といったものは彼にとっては当然のことなのであった。そうして彼が設立したのがツァイス財団であった<sup>14)</sup>。

#### b) 教会の代表者およびキリスト教的社会改良主義者

キリスト教会を代表する人物が社会問題に取り組み、社会改良的プログラムを開拓していったということは、当然と思われる。第一に隣人愛の教え、そして同様にキリスト教の思考の中心にあった正義という考えは、教

会の社会的関与を促すことになった。第二に魂への配慮という任務から教会は、産業革命がもたらす影響に、そして生活習慣、家族、風習、道德、信仰といった面に対して社会的困窮がもたらす作用に、取り組むことをアピールしていた。そして結局は、自身の存続をはかるために教会は社会政策の活動をしたのであった。工業化と平行に進展していった反宗教的な社会主義的な考え方、革命の展開の危険性、労働者と教会との間に生じてきた乖離、といったものが制度としての教会の存続を脅かすものだったのである<sup>15)</sup>。

とりわけ福音主義教会は国家教会であり、[その]見地と利害関係からして国家を動かしてゆく階層と密接に結びついていた。「現存する国家と現存する社会に対するいかなる方面からのどんな攻撃でも、それは教会によって、教会自体への攻撃と受け止められるに違いなかった。実際に、[19]世紀前半の神学者や政治家の大部分は国家と教会、社会と教会を、運命の絆で結ばれているとみなしていた」<sup>16)</sup>のである。啓蒙思想や自由主義思想といった革命的な考え方に対して、1815年から1860年の王政復古期における神学者や法律家らはキリスト教的に保守的な国家学説を唱導した。その説によれば、革命は、全くの悪であり、不信仰と不服従の表出であり、神との関係を絶つことであり、したがって罪である、それに対して歴史とともに成長し庇護され、有機的に築き上げられてきた、そして神の恩寵が授けられた君主に導かれる身分制国家は神の御心になっっている、というのであった<sup>17)</sup>。

福音主義教会の代表的人物たちは、資産を有する者に対して自分たちの社会的義務を果たすようにと訴え、教会の救済事業をつくりあげようと献身してはいた——一例としてヨハン・ヒンリヒ・ヴィヒェルンをあげることができよう——けれども、教会の社会教説と結びつくことで社会状態を先入観なしにとらえるという可能性、社会問題に対する療法として国家の社会政策を求めるといった可能性は持ちあわせていなかった。

こうした位置づけは、福音主義教会の中で社会政策の面でおそらく最も重要な人物にして、託児所、幼児保護施設、日曜学校、宿泊所、非行化した子供の施設、保護観察者協会、読書ホール、救貧団体、病院施設、養老院、聾啞・盲目・精薄者のための施設 [の運営] を含めて [称されていた] 「インネレ・ミッション」の創始者であるヨハン・ヒンリヒ・ヴィヒェルン (1808-1881)<sup>18)</sup> にもあてはまる。社会問題の主たる原因はキリスト教的なものからの乖離であるという意見に依拠して、彼は人々の道徳上の再生、すなわちキリスト者内への伝道活動によって、その解決を期したのであった<sup>19)</sup>。

教会の代表者ではないが、ヴィクトール・エメ・フーバー<sup>20)</sup> [(1800-1869)] は、福音主義社会運動に向けて社会改良の必要性を説くことをとおして社会政策へと踏み出したキリスト教的な社会改良主義者であった (Brakelmann 1971, S. 150)。フーバーは、ヘルマン・シュルツェーデーリチュヤフリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイセン [が唱える] よりはるか以前の、すでに 1849 年に、労働者の経済状態の改善のための仕組みとして、そして社会的統合の手段として、協同組合的な自助の考えを喧伝していた。1865 年に彼は、被雇用者の収益分配を主張した<sup>21)</sup>。[ただし] 彼は頑なに絶対的王制に固執していた。[したがって] 政治的-民主主義的労働運動を彼は受けつけなかった。

カトリック教会の圏内で社会政策の展開に抜きん出た推進役となったのは<sup>22)</sup>、マインツの司教、ヴィルヘルム・エマヌエル・フォン・ケッテラー (1811-1877)<sup>23)</sup> であった。彼は、ドイツのカトリック教徒の社会的覚醒者として<sup>24)</sup>、そして多くのキリスト教社会団体の精神的父として認められている (Weddigen 1957, S. 22)。1848 年マインツにおけるドイツ・カトリック会議の際の重要な演説、同年マインツ大聖堂でおこなわれた「現在の重大なる社会問題」についての 6 つの説教、そして 1864 年に出版された「労働者問題とキリスト教」、これらの中に彼の社会および社会政策のとら

え方があらわれていた。労働者層を救い出す実際的手段としてケッテラーが説き薦めていたのは、キリスト教に立脚する病院、救貧院、傷病者施設 [の設立] であった。彼はまた、賃上げ、収益分配、労働時間短縮、休日の付与、教育義務のある児童の工場労働禁止、母親・少女の工場労働の撤廃、を支持すると表明した。[さらに] 彼は、生産協同組合、すなわち企業運営において平等な権利を有する労働者によっていかなる時にも同程度にその仕事の割り当てが提示される、そうした事業体の創設に、労働者層がおかれた状態の改善の手段を見てとっていた。彼が強調したのは、労働者の団結権と社会政策的介入に対して負う国家の義務、とりわけ労働者保護立法の必要性、さらには補足性原理にもとづいた労働者の自助であった。ケッテラーは中央党が帝国議会で主張した社会政策に大きな刺激を与えることになった。[18] 80年代のドイツ社会政策立法は、とくに彼の門下であるゲオルク・フォン・ヘルトリング、フランツ・ヒッツェ、そして他の中央党メンバーの強力な関与のもとで成果をあげていったのである (Brendendieck, W. 1953, S. 233f.)。カトリック社会教義の新たな定式化によって、彼 [=ケッテラー] は全ヨーロッパにおける当時のカトリック社会運動にとって重要な位置を占めることになった。とりわけ 1891 年に出されたレオ 13 世による回勅「レールム・ノウァールム」の中にとり入れられた提案は、彼が提案していたものであった。この最初の社会回勅も含めて、社会問題に対するローマ教皇庁の見解の多くが [その後] 発表された。それらの中では、ピオ 11 世「クアドラーゲーシモー・アンノー」(1931 年)、ヨハネ 23 世「マーテル・エト・マギストラ」(1961 年)、パウロ 6 世「ポプロールム・プロージェッシオー」(1967 年)、ヨハネ・パウロ 2 世「ラポーレム・エクセルケンス」(1981 年)、「ソリキトゥードー・レイ・ソキアーリス」(1987 年)、「ケンテーシムス・アンヌス」(1991 年) があげられる (ここにあげられた回勅については、Rauscher 1983 参照)。「しかし」ケッテラーでさえも国家の社会政策的重要性を見誤っていた。社会問

題解決のためには、労働者が教会の救いをもって、自助をとおして現状から解き放たれた状態へと至らしめる道しかないと主張していたのである。[ケッテラーによれば] 社会問題は「労働者の生計問題」(Schraepler 1964, S. 21)なのであり、労働者の状態はキリスト教からの離反の結果である、というのであった<sup>25)</sup>。

カトリック教会の重要な代表者として、助任司祭にして職人協会の創設者であるアードルフ・コルピング(1813-1865)<sup>26)</sup>にふれないわけにはいかない——コルピング一族のもとで職人協会は、若年で未婚の手工業職人に施設を開放し、彼らに道徳的な支えを、そして職業的・個人的ないっそうの教養の機会を与えたとされる——。さらに、当初助任司祭であり、ドイツのカトリック信者の最初の実践的-社会的組織「労働者福祉」連盟を創設(1880年)したフランツ・ヒッツェ(1851-1921)<sup>27)</sup>は、のちにドイツ帝国議会の中央党議員団のメンバーになり(1884—1921年)、またミュンスター大学のキリスト社会教説教授に就いたが、彼も多面的に社会政策関係の活動を展開した。

### c) 大学人

社会問題が労働者問題という形をとって大衆問題としてはっきりとまだ描き出されてはいなかった、すでに1835年と1837年に、カトリック教会に立場の近いふたりの学者が、迫り来る社会問題について注意を喚起していた。フランツ・クサーファ・フォン・バーダーとフランツ・ヨーゼフ・フォン・ブスである。

フランツ・クサーファ・フォン・バーダー(1765-1841)<sup>28)</sup>は、1826年より[ミュンヘン大学]哲学教授であったが、彼がおし進めようとしていたのは、司祭によって認められた選挙人をつうじて、身分制議会における代表権をプロレタリアに認めることであった。

社会問題を、公開の場で真っ先に、具体的には1837年バーデン邦議会



下院で、論じた社会改良主義者はフライブルク大学の法学者フランツ・ヨーゼフ・プス (1803-1878)<sup>29)</sup> であった。彼は貧しい境遇の出自でありながら 1863 年には貴族に叙せられている。彼が求めたのは、疾病や労働災害に備えた雇い主拠出による救済金庫 [の設立]、トラックシステムの禁止、3 ヶ月単位の解雇告知、児童労働時間の制限、一定の年齢に達するまでの児童労働の禁止、深夜労働および日曜・休日労働の禁止、成人の 14 時間労働日、工場監察、事故防止規定、工場監督官の導入、労働者教育のいっそうの改善、独自の労働-経済行政庁の設置、であった。プスは、1848 年の第 1 回ドイツ・カトリック会議の議長を務め、聖職者たちに社会的行動を呼びかけた。彼は、政治的立場が「展望のない状況の」工場労働者を、工場主と機械の奴僕とみなしていたのであった。

ここでは、きわめて重要な学者たち、たとえばヨハン・カール・ロードベルトウス-ヤゲツォウ (1805-1875)<sup>30)</sup>、ローレンツ・フォン・シュタイン (1815-1890)<sup>31)</sup>、アルベルト・シェフレ (1831-1905)<sup>32)</sup> といった学者たちの社会診断とその療法の提案をとりあげることはできないが、彼らもまた、学者としてそれらと深く、細かな点にまで、そして広範に関わり合いを持ち、社会問題とその解決の方策に取り組んでいた。

[さらに] 国家的社会政策の重要なひとつの推進力となったのは、1872 年に設立された「社会政策学会」であった。この設立にはいろいろな人物が関係しているが、わけても、ルーヨ・ブレンターノ (1844-1931)<sup>33)</sup>、ヴィルヘルム・ロッシャー (1817-1894)<sup>34)</sup>、グスタフ・シュモラー (1838-1917)<sup>35)</sup>、グスタフ・フリードリヒ・フォン・シェーンベルク (1839-1908)<sup>36)</sup>、アードルフ・ヴァーグナー (1835-1917)<sup>37)</sup> によって設立されたものである。学会の提案と毎年の大会、アンケート調査と出版をとおして、この学会はその後のドイツ社会政策に本質に関わる点で影響をおよぼしていった<sup>38)</sup>。グスタフ・シュモラーは、たとえば、1874 年に『プロイセン年報』に掲載した彼の論文「社会問題とプロイセン国家」の中で、社会問

題に対する議会指導者および政府関係者の考え方、有産者に利し無産者に不利に作用するような政策、立法および行政に対する資本の影響力、を批判した。彼が述べるには、「…社会的な将来の危機に対してはつぎのような手段によってしか、その危険の矛先を鈍らせることができないであろう。国王と官僚による体制、すなわち国家思想の最も有能な具現者、社会的階級闘争の中で唯一中立の要素、が、自由主義的国家という思想を受容しつつ、議会主義が持つ最良の構成要因によって補われつつ、決然と確たる態度をもって重大な社会改良立法のイニシアティブを握るということ、そして1~2世代にわたりこうした考えを揺らぐことなく保持するという、このような手段がそれである…」(Schraepfer 1996, S. 70f.)。

シュモラーによって国家思想の最も有能な代表と呼ばれた官僚たちがいかなる社会政策の推進力を示したか、ということについてはすでにとりあげた。官吏・官僚と議員の多くは社会問題に対しては理解する立場に立っていなかったし、社会改良をも拒否していた。にもかかわらず、——一般には例外とされるが——時代の兆候を認識し、改革の提案を示していた何人かの官吏・官僚がいたのである。

#### d) 官吏・官僚および議員

社会状態への先鋭な批判と先駆的提案をおこなった最初のプロイセンの官吏は、——影響力はなかったにせよ——政府書記官であったルートヴィヒ・ガル (1794-1863)<sup>39)</sup> であったといつてよいであろう。すでに彼は1825年、信用で資金調達された公共基盤投資による完全雇用政策の基本的な考え方を公にしていた。また上級官僚の中にも功績をあげた社会改良家が見いだされる。たとえば、文部大臣カール・フォン・アルテンシュタイン (1770-1840)<sup>40)</sup>、同様にプロイセンの商務大臣アウグスト・フォン・デア・ハイト (1801-1874)<sup>41)</sup> は児童保護立法 [の成立] に、またのちに商工業大臣になったハンス・ヘルマン・フォン・バルレプシュ (1843-1926)<sup>42)</sup>

は労働者保護に、それぞれ尽力した。バルレプシュは、社会政策的な改良をおしとどめておこうとする、有力企業家の抵抗に対して「社会改良協会」をもって対抗したのであった。

そうしてついに、オット・フォン・ビスマルク (1815-1898)<sup>43)</sup> とあまたの障碍に向き合いながらも彼を支えてきた行政機構の一団の協力者に功績が帰せられることになる。それは災害保険法、疾病保険法、廃疾・老齢保険法をもって体系的な国家社会政策を導入したことであった。

[ところで] なにゆえ体制側の階層の大部分、すなわち貴族、市民層、官吏・官僚といった大部分が長期にわたって国家社会政策に抵抗をしてきたかということについては、社会革命的な考え方が浸透してゆくことへの恐怖が、社会改良への意欲と前向きな気持ちとを沈ませていた、ということを取りあげる次の叙述で明らかにされるであろう。

## 2 社会革命主義者

ドイツにおいて影響力を持つことになった社会革命的構想を展開した決定的な人物は、カール・マルクスとフリードリヒ・エンゲルスである。先駆者にはドイツ初期社会主義の最重要の代表的人物ヴィルヘルム・ヴァイトリング (1808-1871)<sup>44)</sup> とモーゼス・ヘス (1812-1875)<sup>45)</sup> がいた。

フリードリヒ・エンゲルス (1820-1895)<sup>46)</sup>、彼は前世紀 [19世紀] の労働者階級の状態を印象深く描写して著作にまとめており<sup>47)</sup>、彼とカール・マルクス (1818-1883)<sup>48)</sup> は科学的社会主義を打ち立て、階級意識を有するプロレタリアートのアジテーターにしてオーガナイザーになったが、1848年の『共産党宣言』の中にすでに含まれていたイデオロギーによって社会の、そして社会政策の展開に大きな影響をおよぼした。

[共産党] 宣言は社会の転覆を説くものであった。「現在の社会の最下層であるプロレタリアートが起きあがり、立ち上がると、公的な社会を築き上げている諸階層の全上部構造は必ず空中に吹き飛ばされる。」「共産主義

者の当面の目的はすべての他のプロレタリア諸政党の目的と同じである。すなわち、プロレタリアートを階級へと形成すること、ブルジョワ支配を打ち倒すこと、プロレタリアートが政治的権力を獲得すること、これである。」したがって、『共産党宣言』の冒頭の「幽霊がヨーロッパを徘徊している—共産主義という幽霊が」という句は、土地所有者、企業家、貴族、市民、教会に対する中身の無い脅しではなかった。マルクス主義的で革命的な労働運動の核心は、マルクスのイデオロギーにあるものを引き継いだ形での集団化においてであれ、あるいはそうした可能性があると思われる程度の集団化においてであれ、あらゆる集団化において見いだされたのである。

『共産党宣言』の中でマルクスは、ブルジョワ的所有の廃止を予言したのみならず、ドイツが革命の中心点になるであろうということも予想していた。「共産主義者はかれらの主たる関心をドイツにはらっている。というのはドイツは、市民的革命の前夜にあるからである…。共産主義者は、自分の見解や意図を隠しだてすることなど考えていない。共産主義者が公然と宣言することは、自分たちの目的はすべてのこれまでの社会秩序の暴力的な転覆をとおして達成されるしかない、ということである。共産主義革命の前に支配的諸階級は震え上がるがよい。プロレタリアは革命において自分の鎖以外失うものは何もない。彼らが獲得すべきものはひとつの世界なのである。」\*\*

この革命的イデオロギーの中には、ドイツにおいて長い間、あらゆる労

---

\*\* （訳者注）

以上の『共産党宣言』からのそれぞれの引用部分はつぎの全集版をも併せて参照。なお、邦訳は多数あるがここでは岩波文庫版（大内兵衛・向坂逸郎訳『共産党宣言』岩波文庫、1971年改訳版）の該当ページをあげておく。ただし訳文はこれにしたがうものではない。Karl Marx, Friedrich Engels, Manifest der Kommunistischen Partei, in: Institut für Marxismus-Lenismus beim ZK der SED, Karl Marx - Friedrich Engels Werke, Bd. 4, Berlin 1959, S. 473（邦訳 54 頁）、S. 474（邦訳 57 頁）、S. 461（邦訳 37 頁）、S. 493（邦訳 87 頁）。

働運動への抑圧がなされてきたこと、さらには社会民主主義政党が社会主義者鎮圧法（この点については、本書 S. 52f., 本邦訳 157 頁以下参照）によって取り締まられたこと、労働者の政治的成熟が長期にわたって阻害されてきたこと、といった主だった理由があることは確かである。けれども労働運動がまさに社会政策立法の決定的な推進力にもなった。

## 第2節 社会運動

### 1 概観<sup>49)</sup>

前世紀 [=19 世紀] 後半における社会および社会政策の展開の決定的な推進力になったのは労働者運動であった。それはつぎの2つの流れから成っていた。

1. 政治的-体制連関的労働者運動。その最大組織になったのはドイツ社会民主党 [以下、社会民主党と記] であった。政治的-体制連関的労働者運動が第一に目標としたのは、政治的諸権利と政治参加の機会を獲得することであった。

2. 労働組合さらには生産-消費協同組合にいたるまでの労働者の協同的-連带的連携。協同的-連带的連携が第一に目標としたのは、参加成員の経済的状态を改善することであった。

社会主義運動の組織—— [具体的には] ドイツ社会民主労働者党や社会主義的で、名称に「フライ (frei)」を冠した労働組合 [=いわゆる「自由労働組合」] ——には純粋な労働者運動がいくつもあった一方で、社会政策の展開の他の推進力には労働者運動にとどまらないものもあった。とりわけ、キリスト教労働者協会やキリスト教労働組合を生み出したキリスト教的社会運動は、他の社会的諸団体、すなわち、官吏・官僚、独立した中間身分層、さらには篤い信仰をもつ雇い主、教会、といった社会諸団体のところにもあったような組織的で財政的な後ろ盾が存在していた。自由主

義的<sup>・</sup>社会<sup>・</sup>運動——とくに思い浮かぶのは、フリードリヒ・ナウマンによって創設された国民社会運動と社会改良協会なのであるが——は農業および工業の協同組合運動と同様に労働運動とはいえなかったけれども、社会政策の展開には注目に値する貢献をした。

## 2 社会主義的、キリスト教的、自由主義的運動と諸政党

1848年までドイツ連邦においては政治的結社の結成や団結が禁止されていたので、この時期までドイツの地においては政治的労働者運動は発展しなかった。[18]30年代以降、一部は自由主義的な進歩的サークルの影響のもとで、あるいは一部は職人や労働者に主導されて生まれた労働者協会たる、カトリック職人協会や福音主義労働者協会は、教育の継承、連帯的な自助、集会の準備運営の活動をしていた。それらは一部では労働者政党や労働組合の先駆となった<sup>50)</sup>。

地域ごとの労働者協会を「全ドイツ労働者友愛協会」に糾合することによって独自の政治的労働者運動の主導権を握ろうとする最初の試みが、シュテファン・ボルン(1824-1898)によって1848年になされたが、それは失敗に帰した。「労働者友愛協会」は1854年にドイツ連邦法により禁止されたのである。非政治的で宗教色を持つ労働者協会しか存在することができなくなった。

はじめて労働者政党創設への途が拘束を受けなくなったのは、1861年にザクセンで、そして1869年北ドイツ連邦営業条令で「ともに」団結禁止が撤廃されたのを機とする。

### a) ドイツ社会主義労働者党

1875年に結成された社会主義労働者党は、この時点以降19世紀では唯一のドイツの労働者政党であった。同党はフェルディナント・ラサール(1825-1864)の指導のもとで1863年に創設された「全ドイツ労働者協会」、

そして1869年にアウグスト・ベーベル(1840-1913)およびヴィルヘルム・リープクネヒト(1826-1900)によって創設された「社会民主主義労働者党」にまでさかのぼる<sup>51)</sup>。[1875年の]いわゆるゴータ綱領が目指していたのは、啓蒙活動と議会での多数獲得とによってブルジョア民主主義の手法を用い、国家と社会を民主化することであった。それはしたがって革命的-マルクス主義的なものではなかった。ふたつのドイツ労働者結社もその合同組織も、ともにマルクス、エンゲルスのいずれの協力もほとんどないままであがったのである(Grebing 1981, S. 65)。

[社会民主党の]党勢が強くなった結果——1877年の帝国議会選挙では得票数にしておおよそ50万票、12議席を獲得した——、ビスマルクは、「社会民主主義による公安を害する行為を阻止する法律」[=いわゆる「社会主義者鎮圧法」]によって同党の進出にブレーキをかけねばならないと主張した。1878年の帝国議会で成立し、さらに有効期限が延長されたこの法律は、1890年まで施行された。

「[社会主義者鎮圧]法、とりわけその適用は、公共の安全を脅威にさらすような無法行為の抑圧、と規定された目的をはるかに超えた対象に向けられていた。いとも簡単に、独立的なすべての労働者組織が、政治的な組織も経済的な組織も、解散に追い込まれ、出版は弾圧され、もっとも極端な場合には集会の権利も制限された。小規模でも人が集まるようなことがあるとわかると、団体の指導的人物は国外追放処分にされたが、ときとしてそれは苛烈をきわめた」(Herkner 1922, Bd. 2, S. 365)。同法の施行期間におおよそ1,500人が軽懲役刑もしくは重懲役刑に処され、900人が国外追放処分を、また多くが亡命を余儀なくされたとされている。[また]155の定期刊行物と1200の非定期刊行物の出版が阻止された(Herkner 1922, Bd. 2, S. 366)。

社会主義者鎮圧法は社会主義者の間に失望感を呼び起こさないわけにはいかなかったし、その失望感からは——ベーベルみずからが言ったように

ドイツ社会政策史 (Ⅱ)

——「憎しみと憤りに充たされた国家の敵対者」が成長していった (Grebing 1981, S. 91)。社会主義者鎮圧法に与えられた課題は果たされることがなかったのである。表4が示しているのは、労働者政党の得票の増加が1878年と1881年の選挙のときしか鈍らなかったということである。付言すれば、得票率と議席獲得率の比較は、いずれの選挙期においても議席獲得率が得票率を——ある場合は著しく——下回っていた。こうした社会民主党の不利益は——他面ではドイツ保守党や中央党が恩恵を受けたのだが——選挙権 [拡大] の結果でもありまた人口増加と都市化とに結びついた選挙区 [改正] の結果もたらされたものであった (この点については、Vogel/Nohlen/Schltze 1971 参照)。

表4 ドイツ帝国議会における社会民主党の得票数および議員数 —1871-1912年—

年	投票数		議席		パーセンテージの差 [(3)-(5)]
	単位:1,000票	単位:%	議席数	単位:%	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1871	125	3.0	2	0.5	2.5
1874	352	6.8	9	2.3	4.5
1877	493	9.1	12	3.0	6.1
1878 <sup>a</sup>	437	7.6	9	2.3	5.3
1881	312	6.1	12	3.0	3.1
1884	550	9.7	24	6.0	3.7
1887	763	10.1	11	2.8	7.3
1890	1,427	19.7	35	8.8	10.9
1893	1,787	23.3	44	11.1	12.2
1898 <sup>b</sup>	2,107	27.2	56	14.0	13.2
1903	3,011	31.7	81	20.3	11.4
1907	3,259	28.9	43	10.8	18.1
1912	4,250	34.8	110	27.7	7.1

a) ノビリングによる皇帝狙撃事件のあと帝国議会が解散されたことによる。解散は新たに選出される議会が社会民主主義に対する例外法を採択するであろうという期待をもってなされたものである。それは、帝国政府の最初の [例外法] 提案が、251票対57票という結果であったために否決されたあとのことである。

b) 選挙期が3年から5年に延長された。

資料出所: Vogel/Nohlen/Schltze 1971, S. 290ff.



得票獲得率と議席獲得率の格差がもたらしたもの、それはすでに1890年には——得票数から推し量って——社会民主党が最大政党になっていたにもかかわらず、帝国議会で最大会派になったのはようやく1912年であったということである。

〔社会民主〕党は、1914年まで自分たちの伸張する議会での力を十分に利用してきたわけではなかった——党がおそれたのは、『妥協すること』によって『原則的な立脚点』を希薄にしてしまうこと（Grebing 1981, S. 105）であったが、1912年にはじめて、連立の結成によって党の議会—政治の場での孤立主義を打ち破った——。にもかかわらず党は、その存在と成長とによってのみ、〔事態の〕展開を推し進める力へと成長していった。ビスマルク自身、労働者政党の政治的意義を認めて、1884年11月26日に帝国議会においてつぎのように述べていた。「…もし社会民主主義がなければ、そして多くの人びとが社会民主主義を恐れないとすれば、われわれがこれまで、おおよそ社会改良においておこなってきたほどの進展はいまだになかったであります。心の貧しい人びとに対して心を砕くことがないというまさにそのことと関連する、社会民主主義への恐怖心は、〔その進展にとって〕まことに大きな要因であります」（Herkner 1922, Bd. 2, S. 107）。

社会民主党は政治勢力として、帝国においてのみならず邦議会においても成果をあげていった（Grebing 1981, S. 105）——ただし、プロイセンは例外であって、1919年までいわゆる三級選挙法<sup>52)</sup>が実施されていた。三級選挙法は、社会経済的な力が政治的な力に直接にかかわるように作用し、とりわけ土地所有者に議会の代表以上のものを確保することになった貨幣（納税額）にもとづいた選挙法の原型なのであった——。

社会民主主義的な労働者党の議員数の伸張、それは社会構造の変化が議会に作用したものであったが、それは——社会構造の変化と結びついて、他の政党の指導的人物にもまた作用した<sup>53)</sup>——社会政策立法の多方面で

の結果となってあらわれたのである。

b) キリスト教社会運動<sup>54)</sup> と中央党

ba) カトリック社会運動と中央党

カトリック社会運動はその決定的な精神的特質をつぎのような人物が培ってきた。ケッテラー、フランツ・ブランツ [(1834-1914)], フランツ・ヒツェ<sup>55)</sup>, ルートヴィヒ・ヴィントホルスト (1812-1891)<sup>56)</sup>, ゲオルグ・フォン・ヘルトリング (1843-1919)<sup>57)</sup>。カトリック社会運動から派生したのは、コルピング職人協会、キリスト教労働者協会、キリスト教労働組合(この点については、本書 S. 59, 本邦訳 165 頁以下参照), 中央党, 「カトリック・ドイツ人協会」, 慈善協会(この点については本書 S. 424 参照), であった。

[カトリック] 労働者協会は——職人協会と類似して——労働組合的な任務も政治的な任務も負うものではなく、会員を宗教的に世話し、そして——以前のヒエラルヒー的-家父長的カトリック社会教説<sup>58)</sup> の秩序観念に即して——「階級から身分へ」という内容を教育していたとされている。聖職者に指導されていた協会の主要な任務は、社会主義という思想に対してメンバーが抵抗力をつけることであり、そして、それどころか協会にとってみればキリスト教に対する闘いを言い放ってきた社会主義を克服することなのであった。

中央党<sup>59)</sup> は 1874 年から 1912 年の間に議席獲得率を 22.9 パーセントから 26.7 パーセントに伸ばしたが、同党は注目値する社会政策的な活動を展開した(この点については Beckel 1965, S. 9 ff. および E. Ritter 1954, S. 109 ff. 参照)。[ここで] ふれておくべきは、中央党が社会主義者鎮圧法を拒んだことである (E. Ritter 1954, S. 116)。

bb) 福音主義社会運動

福音主義社会運動の重要な担い手は、ヨハン・ヒンリヒ・ヴィヒェルン、ヴィクトール・エメ・フーバー、ルードルフ・トート (1839-1887)、アードルフ・シュテッカー (1835-1909) であった<sup>60)</sup>。福音主義社会運動の成果は、インネレ・ミッション（これについては、本書 S. 46, 本邦訳 147 頁以下参照）、福音主義労働者協会、「福音社会会議」にあらわれた。

ハインリヒ・ヘルクナーは、福音社会主義運動の大きな成果のひとつを、ドイツの保守的なグループにビスマルクの改革を受け入れさせた点に見ている (Herkner 1922, Bd. 2, S. 111)。[けれども、] 現存する社会秩序の原理に立って社会改良を目指し、労働者の固有な政治的利益代表を拒み、皇帝と帝国に対して忠誠を求め、雇い主と被雇用者との間の親密な関係を培うことを旗印とし、そしてそれ以上に、労働者と手工業者へのカトリックと社会民主主義の影響を遮るよう主張してきた運動は、労働者の共鳴を得ることはそれほどなかったのであった。

さらに労働者の間に賛同を得ることがなかったのは、皇帝ヴィルヘルム 1 世の王宮付説教師アードルフ・シュテッカーによって 1878 年に結成された「キリスト社会労働者党」<sup>61)</sup>であった。[ただ] それより成果があがったのは、シュテッカーが 1890 年に設立した「福音社会会議」であった。同会議は 1890 年から 1941 年までの会合において、主要で解決に急を要する社会政策的諸問題について討議したが、神学者、経済学者、法律家、社会学者、社会政策家らの間で議論が交わされる討論の場となり、またそこでは重要な社会政策的提案がなされたのである<sup>62)</sup>。

c) 自由主義的社会運動

学問上イギリスではジョン・スチュアート・ミル [(1806-1873)] によって、ドイツでは社会政策学会の多くの会員、例をあげればルーヨ・ブレンターノ、ヴィルヘルム・レクシス [(1837-1914)]、カール・ビュヒャー

[(1847-1930)], グスタフ・シュモラーによって代表される社会自由主義では、第一次大戦前までのドイツにおいては、政治的にもっともきわだった代表者としてフリードリヒ・ナウマン (1860-1919) があげられる<sup>63)</sup>。彼は一貫して労働者の利益を擁護した。彼が気づいていたことは、労働者は社会的労苦の対象であろうとしているのではなく、行為する主体たらんとしているということ、そして教会とキリスト教世界は社会問題解決のための決定的な貢献をしようとするればできるのだという確信を喪失しているということ、であった。マックス・ヴェーバーの影響を受けながら、ナウマンはつぎのような見解をとるにいたった。すなわち、外に向かう国民の力は社会改良の前提である、と。工業化そして皇帝を中心とする体制によって主導された権力政治は社会改良が伴うものである、という主張だったのである。ナウマンいわく、「われわれが必要としているのはある種の社会主義なのであるが、それはつぎのようなことによって統治能力があるのだとはっきりわかるような社会主義なのである。つまり、その社会主義が祖国に強力な軍隊と巨大な艦隊を実現することによって、である」(Herkner 1922, Bd. 2, S. 185)。「内政を動かしてゆこうと意欲する者はだれでも、まず国民、祖国、国境を安全にせねばならないし、国民の力に配慮を行き届かせねばならない」(Brakelmann 1971, S. 184)。

ナウマンによって1896年に創設された国民社会協会は、1903年の帝国議会選挙ではわずかに1議席しか獲得できず、それを機に政党は解散し「自由主義連合」に合流した。

社会的発展の推進力としてはより小さな意義しか持たなかったにもかかわらず、社会自由主義的な土地改革者たちのグループは、自由主義社会運動の要素としてふれられてよいであろう。というのもそのグループは、幅広い諸階層の無産の状態と土地の不平等な分割という、プロレタリアートの重大な構造的特徴の問題そして社会的公正の中心に位置する問題に関心を集中させていたからある。

フランツ・オッペンハイマー (1864-1943) は分配に関する彼の階級独占理論の中で、土地独占の分配政策の意義を提起していたが<sup>64)</sup>、それに対してアードルフ・ダマシュケ (1865-1935) は「ドイツ土地改良連盟」を再興することによって、そして、住宅状態の改善・ゲマインデの土地所有の維持と拡張・地価上昇への課税の導入・建築諸規制の合目的形成・計画的な開拓を擁護することによって、ドイツ土地改良運動の指導的人物になっていった（この点については A. Damaschke, *Die Bodenreform*, Jena 1900 参照）。

### 3 労働組合<sup>65)</sup>

労働者政党とならんで、自由労働組合とキリスト教労働組合が労働運動の第二の重要な要素になり、また [社会政策の] 展開の少なからぬ実効ある推進力になった。

労働組合はゲッツ・ブリーフスによってつぎのような的を射た定義がなされている。それによれば労働組合とは、「自由で、その意図からすれば持続性のある、内部の関係においては連帯的な、外に対してはカルテル的な利益結合体であり、[組合という] 自立した社会集団に収入が帰属するようした利益結合体」というものである (Briefs 1968, S. 545)。

ドイツでは、世界観が相違する4つの労働組合のグループ化が生じた。社会主義的あるいは自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシュドゥンカー労働組合、そしていわゆる「黄色」組合、がそれである。

労働組合が現れる条件は、ドイツ帝国においては労働者政党ほど有利な状況ではなかった。1869年までほとんどすべてのドイツ領邦では、労働協約締結にあたってひとつにまとまって優位に立つことを目的とした労働者の取り決めは、重自由刑 [=自由剥奪の刑] の脅威にさらされることになった。1861年にザクセンで、1867年に北ドイツ連邦で、1872年には帝国法令となった1869年の営業条令で、団結禁止が撤廃され<sup>66)</sup>、そして団

結の自由をなかば承認することが立法化されて<sup>67)</sup>、ようやくはじめて、労働組合が誕生する法的諸前提が生み出されたのであった<sup>68)</sup>。

社会主義者鎮圧法<sup>69)</sup> 施行の間（1878—1890年）も労働組合は、支部の結成をすすめたり、労働問題への議論を制限したりすることによって、みずからを維持してきた（Bechtel 1956, S. 314）。労働組合は、団結の自由という権利が保証されていたにもかかわらず、さらに組合の承認をめぐる闘わねばならなかった<sup>70)</sup> 時期を経て、ヴァイマル共和国の成立による帝政の崩壊が、労働組合の承認をもたらすことになった。1918年に締結された雇い主たちと労働組合との間の協定において<sup>71)</sup>、労働組合は雇い主側から「職業にもとづく労働者の代表」として、そして労働協約の当事者として認められたのである。労働者の合法的代表としての承認、そして国家および経済におけるその地位を確固たるものにしたのは、ヴァイマル憲法第159条および165条、1918年12月23日の労働協約令、同日の仲裁令、1920年2月4日の経営協議会法によってであった。

労働組合の成員数の伸張は表5のとおりである。

社会主義的労働組合は——綱領上は——マルクス主義的-階級闘争的な考えを持ち、同時に社会民主主義労働者党同様のイデオロギー的基盤があったのであるが、それにもかかわらず労働組合は自分たちの独立性をとくに意識的に心がけて、政党からのいかなる干渉も拒絶し、階級闘争思考に固執することよりも、協約当事者としての完全な承認の達成をより高く評価していた（Furtwängler 1956, S. 35 および Bechtel 1956, S. 314）。

キリスト教労働組合は反社会主義的団体としてみずからを位置づけていた。階級闘争思考は受け入れられず、雇い主と労働者とのパートナーシップが強調され、ストライキは「両者の」対立の最終的手段としてのみ発動される、としていたのである。その反社会主義的な考え方にもかかわらずキリスト教労働組合は、自由労働組合と同じく企業家から頑なに拒絶されていた（Bechtel 1956, S. 315）。

ドイツ社会政策史（Ⅱ）

表5 労働組合員数の変化 —1869-1919年—

年	自由労働組合	キリスト教労働組合	ヒルシュ・ドゥンカー労働組合
(1)	(2)	(3)	(4)
1869	47,192		30,000
1872	19,695		18,803
1878	56,275		16,525
1887	95,106		53,691
1890	294,551		62,643
1895	255,521	5,500 <sup>a</sup>	66,759
1900	680,427	76,744	91,661
1905	1,344,803	191,690	116,143
1910	2,017,298	316,115	122,571
1913	2,548,763	341,735	106,618
1918	2,866,012	538,559	113,792
1919	7,337,477	1,000,770	189,831

a) 1894年創設時

資料出所：Hohorst/Kocka/Ritter 1978, S. 135f.

キリスト教労働組合が重視していたのは中央党との密接な関係であった。[他方] カトリック教会に対する同労働組合の関係は、1931年の回勅「クアドラゲシモー・アンノー」によって最終的に教会から労働組合が認められるまでは緊張をはらみ、多様な争点を含むものであった。

質的にも量的にも、自由労働組合やキリスト教労働組合はまったく異なる役割を果たしてきたのは自由主義的労働組合であったが、それに含まれるのは、ヒルシュドゥンカー労働組合と「黄色」組合であった。ヒルシュドゥンカー労働組合はストライキを放棄し、資本と労働の利害を調和させようとしていた。そして労働者の生活維持が徐々に平和的に改善されるようにしようとしていた。黄色あるいは経済平和的労働組合は雇主と一致協力して創設された、経営に拘束された形での連合組合であった。その意義はヒルシュドゥンカー労働組合のそれよりはるかに少なかった。

社会主義的労働組合、キリスト教労働組合は、つぎの3つの点で社会的、

社会政策的展開を推進する力として作用した。

1. 組織的成果と統合的成果という点。この点は、精神的そして政治的に方向性も指導性もないプロレタリアートに対して、連帯・自助・関係形成・そして経済-社会政策的意志の実現、そうしたものに向けて原則を作り出したことである。
2. 多くの自助の仕組みがあった点。それは最終的に社会的・政治的に安定して働き、国家の社会政策の原型になった<sup>72)</sup>。
3. 労働市場政策と一般の政策における活動。労働市場の面で最も意義深い労働組合の成果は、労働協約当事者としての承認を得たことであり、それと同時に、集团的労働協約権によって個人の労働契約権の不足分を充たし、しっかりと補完するということ（この点については本書 S. 194ff. 参照）、さらには労働市場 [の構造] を転換させることにあった（この点については本書 S. 181f. 参照）。

#### 4 協同組合<sup>73)</sup>

連帯にもとづいた自助の重要な組織で社会運動の有効な一翼をになったものに、現代的な協同組合もあげられる。それはドイツでは、前世紀 [= 19世紀] 半ばごろにあらわれ、その世紀後半に広がっていった。とりわけ消費協同組合——それに比して生産協同組合や住宅建設協同組合は少なかったが——は、政治的組織形態や労働組合的な組織形態とならんで無産労働者大衆組織の第三の形態となっていった。けれども消費協同組合は、労働者にとっての連帯的な自助組織であったのみならず、工業および農業の商品-信用協同組合という形をとりつつ、資本主義的競争や工業的生産方法と構造変動によって影響を受ける手工業者、商業者、農家の経済的狀態を改善するための手段でもあった。

ドイツでは商工業分野の協同組合および信用組合の創設者としてヘルマン・シュルツェデーリチュ (1808-1883)<sup>74)</sup> が、またフリードリヒ・ヴィ



ルヘルム・ライファイセン (1818-1888)<sup>75)</sup>、ヴィクトール・エメ・フーバー (彼については、本書 S. 46, 本邦訳 148 頁参照)、他の多くの人物が協同組合運動の担い手になった。

協同組合は、自由意志で組織されたオープンな人的結合体と定義されるが、それは平等という原則<sup>76)</sup>と連帯的な自助という原則にもとづいた協働であって、組合員をとくに経済的に支援するという目的を、共同経営の機構や経営体とおして、追求する人的結合体である。この目的、すなわち、経済的に依存状態におかれていたり窮迫していたりする階層の経済的・社会的状態を現存の経済-社会立法の枠内で改善するという目的は、国家社会政策によって追求される目標でもあるがゆえに、協同組合は社会政策の活動体なのである。

第一線に労働者が参画する消費協同組合が誕生したのは、ようやく前世紀 [=19 世紀] の 80 年代であった。1903 年にはハンブルク・ドイツ消費者組合中央連盟に 1,597 の支部と 57 万 3 千人の組合員を持つ 666 の協同組合が集結した。1928 年には同連盟は 9,605 の支部と 287 万人の組合員を持つ 1,024 の協同組合となっていた。さらには、ケルン・ドイツ消費者組合全国連盟に結集していた 276 の協同組合が、2,212 の支部と 79 万人の組合員をもってそれに加わることになった (Albrecht 1955, S. 53f.)。

消費協同組合の目標は当時、つぎのようなものであった。すなわち

a) 大量購入による安価な品揃えによって労働者の実質的収入を高めること、b) 質の点、価格の点から満足できないようなさまざまな商品供給から労働者を守ること、c) 現金支払いという原則をきちんと維持することで金銭家計簿をつけるよう組合員を教育すること、d) 労働者の不払いの結果、貸付金で購入せねばならなくなって高い利子が要求されることになるが、そうした商売人から労働者が金を取られることのないようにすること、である<sup>77)</sup>。

生産協同組合はドイツにおいてはほとんど意義を持ちえなかった。とい

うのは、「内部の」対立が克服できなかったためである。生産協同組合は、労働者と企業家が人的に一体化して労働力となっている協同組合である。一方では資本出資者と企業家として、他方で労働力としての組合員のこの自己規定に、こうした型の協同組合の主たる本質的弱点があったのである<sup>78)</sup>。

生産協同組合としてより多くの成果をあげて展開したのは、70年代に誕生した労働者-住宅協同組合であった。それが目標としていたのは、悲惨な住宅状況（この点については、本書 S. 22f., 本邦訳（Ⅰ）、（本誌第161号）152頁以下参照）を緩和することであった。労働者による協同組合事業への参画の支援をとおして、住宅協同組合が、協同組合の所有のまま、有利な家賃で組合員に斡旋できる家屋を建設するようにしたのである。建設協同組合の成果は、1889年の老齢-廃疾保険法の成立後、老齢-廃疾保険が協同組合の住宅建設にあてられることが可能となり、そして実際にあてられたことによって促進されたのであった。とりわけ1890年に60を数えた住宅協同組合は1900年になると361に、そして1908年には764に増加したのであった。

〔注〕

- 1) (1840-1905) 紡績労働者の息子に生まれる。物理学教授。ショット [Otto Schott (1851-1935)] とイエーナのガラス製作所を光学レンズ・光学器械メーカーにし、1875年にカール・ツァイス社の匿名出資者になった。ツァイスの死後、アッペは1889年にカール・ツァイス財団を設立した。彼が深く関わったのは、とりわけ労働者保護、労働者の利益分配、労働日短縮の可能性、労働者委員会の諸任務に関する問題であった。エルンスト・アッペについては、F. Auerbach, Ernst Abbé, Leipzig 1918; v. Rohr, Ernst Abbé. Sein Leben und Wirken, Jena 1940 および Abbé, 1921 を参照。
- 2) (1861-1942) ボッシュ有限会社の技師であり創立者。労働者のためにすでに1906年に8時間労働日を導入し、1908年には土曜日午後休業を導入した。この点については、Th. Heuß, Robert Bosch. Leben und Leis-

## ドイツ社会政策史（Ⅱ）

- tung, Stuttgart 1946 を参照。
- 3) (1853-1944) 木煉瓦・ジャルジー製造業主。彼の工場では1888年に被用者の利益分配制を、1892年には8時間労働日を導入した。フレーゼによるつぎの社会政策的諸文書も参照。[H. Freese,] *Die Gewinnbeteiligung der Angestellten*, 1904; *Die konstitutionelle Fabrik*, 1909; *Nationale Bodenreform*, 1926.
  - 4) (1820-1896) ハーゲンのフンケーフェックェねじ製造所の共同経営者。多方面の給付機能をもつ労働者支援金庫を創設し、従業員住宅を建設した。この点については、W. Köllmann, Bernhard Wilhelm Funcke, in: *Neue deutsche Biographie*, Bd. 5, Berlin 1960 を参照。
  - 5) (1779-1868) ルール鉱山の開発者。グーテホフスング社の基盤を固めた。この点については、H. Spethmann, Franz Haniel, *Sein Leben und seine Werke*, Duisburg 1956 を参照。
  - 6) (1793-1880) 機械製造のハルコルト社の創立者。とくにドイツで最初に設計された蒸気機関を製造した（DEMAG社の前身企業）。1830年からはヴェストファーレン州議会議員。[議会で]彼は児童労働の禁止、最長労働時間の規定、労働者住宅地の造成、疾病-廃疾保険の創設、学校教育制度の改善、消費組合の創設を主張した。フリードリヒ・ハルコルトについては、L. Berger, *Der alte Harkort*, 5. Aufl., Leipzig 1926; Th. Heuß, Friedrich Harkort, in: H. Heimpe/Th. Heuß/B. Reifenberg (Hg.), *Die großen Deutschen*, Bd. 4, Berlin, o. J., S. 415ff. を参照。
  - 7) (1792-1858) ヴォルムスの皮革業者。自社に社が拠出する労働者金庫を、さらに1858年には労働災害で働けなくなった従業員のための年金基金を導入した。この点については、*Neue deutsche Biographie*, Bd. 9, Berlin 1972 を参照。
  - 8) (1812-1887) 彼の事業所ではすでに1836年に経営疾病金庫が、1858年には労働者年金金庫が設立され、1868年に労働者の生活が安く済むように購買部を創設した。1863年から1874年の間、したがってわずか11年間で、彼は16,700人のために3,277の社宅を建設させた。社宅は企業の所有のもとにおかれ、その土地の標準的な家賃をはるかに下回る水準で既婚の被雇用者に貸し付けられた。未婚の被雇用者には独身用住宅が建設された。住宅建設と関連して、国民学校校舎を建設してゲマインデに寄贈した。クルップは、高い賃金を支払い、できる限り解雇を避けることに力を注いだ。アルフレート・クルップについては W. Berdrow, Alfred Krupp, 2 Bde., Berlin 1927; F. Hauenstein, Alfred

## ドイツ社会政策史（Ⅱ）

- Krupp, in: H. Heimpe/ Th. Heus/ B. Reifenberg (Hg.): Die großen Deutschen, Bd. 3, Berlin 1956 を参照。
- 9) (1820-1902) デッサウの大企業家。アンハルト州雇主協会を設立、法が規定する以上の社会給付を実現しようとした。1888年より「ドイツ労働者新聞」を発刊。この点については W. v. Geldern, W. v. Oechelhäuser, München 1971 を参照。
  - 10) (1845-1903) 帝国議会においては左派自由主義者、デッサウのビール醸造業者。彼の社会政策的原則はつぎのように定式化される。「福祉をあまり享受することのない階級の生活を悪化させることへの頑ななまでの反対, 社会改良の目的意識的な継続, あらゆる身分と階級の平等, 税の領域において担税力のない者の減税と担税力のある者の負担増」。この点については, Jaeger 1967, S. 277 を参照。
  - 11) (1782-1855) ボンの織物企業家。児童労働禁止に賛同, トラックシステムには反対した。1837年, ライン州議会議員として児童労働禁止の提案をおこなった。この点については, W. Köllmann, Johannes Schuchard, in: Wuppertaler Biographien, 1. Folge, Wuppertal 1958 を参照。
  - 12) (1836-1901) ザールラントの企業家で自由-保守党の帝国議会議員。1869年, 北ドイツ連邦議会で一般老齢-廃疾保険の導入を提案した。ドイツ帝国議会においては, 労働者保護の問題, 労働者問題全般, について繰り返し論じた。彼は, 自分の社会政策の表明という点で指導的関係や皇帝ヴィルヘルム2世に影響力を持った。この点については, F. Hellwig, Ferdinand Freiherr von Stumm-Halberg, Heidelberg/Saarbrücken 1936 を参照。
  - 13) この点については, Schraepfer 1996, S. 99ff. und S. 104ff. および Herkner 1922, Bd. 1, S. 428 を参照。
  - 14) この点については, Abbé 1921, S. 262ff. に掲載されている財団の定款を参照。
  - 15) この動機の重要性は機関としての教会がおこなう社会政策的活動として, そしてキリスト教社会運動の誕生として, きわめて重要視されている。この点については, Bredendieck 1953, S. 22 および Brakelmann 1971, S. 111ff. を参照。
  - 16) Ebenda, S. 111.
  - 17) Ebenda, S. 112f.
  - 18) ヴィヒェルンについては, M. Gerhardt, Johann Hinrich Wichern. Ein Lebensbild, 3 Bde., Hamburg 1927, ならびに Brakelmann 1971, S. 119-

- 141; Bredendieck 1953, S. 143-211; F. Schnabel 1965, Bd. 8, S. 191-210 を参照。
- 19) この点については, Schraepfer 1964, S. 33, S. 134ff. を参照。さらには, ヴィヒェルンの公開状である „Die Innere Mission der deutschen evangelischen Kirche, eine Denkschrift an die Deutsche Nation, verfaßt von J. H. Wichern“ が完全な形でつぎに再録されている。F. Mahling (Hg.), Johann Hinrich Wicherns gesammelte Schriften, Bd. 3, Hamburg 1902.
- 20) フーバーについては, I. Paulsen, Victor Aimé Huber als Sozialpolitiker, Berlin 1956; Bredendieck 1953, S. 69-141; Brakelmann 1971, S. 141-150; H. Faust, Victor Aimé Huber, ein Bahnbrecher der Genossenschaftsidee, Hamburg 1952; K. Mundig, V. A. Hubers ausgewählte Schriften über Sozialreform und Genossenschaftswesen, Berlin 1894 を参照。
- 21) その創設の核心はつぎのようなものである。「ひとつには経営と指導で代表される資本, もうひとつには労働, それら2つの要素が結びついて一体化した生産になり, そのためには2つの要素いずれもが同様に不可欠である。生産が完了すると労働者はそのたびごとに賃金を受け取る。他方資本家は, 彼の資本から生ずる利子のみならず, 彼が同時に業績をあげた企業家である場合には, 全生産物を占有することとその活用から得た利益を手にする。人はこうしたプロセスを正当化しようする必要に迫られるのだが, それは, そうしたプロセスの中には, 道徳心があって道理のとおった蓋然性や妥当性の道筋がないとわかっているからである。ここで必要とされるのは, 無条件にそして自明なものとして, まず第一に, 資本にはその利子が, 第二に, 労働には信用できる市場価格と実際の意義に応じてその賃金が, 第三に, いかなる労働も資本と同様に共同の生産およびその利用に関わる比率に合致した配当が, 分配されるということなのである」(Brakelmann 1971, S. 147 より引用)。
- 22) カトリック関連の人物やカトリシズムが社会政策におよぼした影響については, Rauscher 1981, Heitzer 1991, および Hürten 1991 を参照。
- 23) ケッテラーについては, Bredendieck 1953, S. 213-283; P. Jostock, Wilhelm Emmanuel von Ketteler, der Arbeiterbischof, in: J. Seiters (Hg.) 1965, S. 41-60; E. Deuerlein (Hg.), Wilhelm Emmanuel Freiherr von Ketteler. Die großen sozialen Fragen der Gegenwart, Mainz 1948; Wilhelm Emmanuel Freiherr von Ketteler, Die Arbeiterfrage und das Christentum, 1. Aufl., 1864 を参照。

- 24) P. Jostock, Die katholisch-soziale Bewegung der letzten hundert Jahre in Deutschland, Köln o.J., S. 41.
- 25) 「われわれによってこれまでとりあげられてきた当今の労働者状態をもたらしたのも、そしてこれらの原因から生じる作用と結果の悪しき状態、それら原因の根本は、前世紀に生じたキリスト教の精神の崩壊の本質的で最も奥深いところにあるものであった。」 Ketteler, Die Arbeiterfrage und das Christentum, 3. Aufl., Mainz 1864, S. 104.
- 26) コルピングについては、A. Franz, Adolf Kolping der Gesellenvater, 3. Aufl., München-Gladbach 1922; F. Schnabel 1965, Bd. 7, S. 256ff., ならびに Kolping 1849 を参照。
- 27) ヒッツェについては、F. Mueller, Franz Hitze und sein Werk, Hamburg 1928; F. Mueller, Franz Hitze, Altmeister der deutschen Sozialpolitik, in: Seiters (Hg.) 1965, S. 86ff. を、さらにはつぎのヒッツェによる刊行物を参照。[F. Hitze,] Die soziale Frage und die Bestrebungen zu ihrer Lösung, Paderborn 1877; Kapital und Arbeit und die Reorganisation der Gesellschaft, Paderborn 1880; Die Arbeiterfrage und die Bestrebungen zu ihrer Lösung, München-Gladbach 1905; Zur Würdigung der deutschen Arbeiter- Sozialpolitik, München-Gladbach 1913.
- 28) バーダーについてはザウターによるバーダー論が<sup>3</sup>付された、J. Sauter, Franz von Baaders Schriften zur Gesellschaftsphilosophie, Jena 1925 を、さらには F. Schnabel 1965, S. 250ff. および Jantke 1955, S. 56ff. を参照。
- 29) この点については、J. Dornein, Der badische Politiker Franz Joseph Buß, Freiburg 1921; R. Lange, Franz Joseph Ritter von Buß und die soziale Frage seiner Zeit, Freiburg 1955; F. Schnabel 1965, Bd. 7, S. 252-254 を参照。
- 30) この点については、S. Wendt, Carl Rodbertus, in: HdSW 1956, Bd. 9, S. 21ff. およびそこで挙げられた文献を、さらには Jantke 1955, S. 81-85; Th. Ramm (Hg.), Johann Carl Rodbertus: Gesammelte Werke und Briefe, 2 Bde. zur sozialen Frage und Politik, Osnabrück 1972 を参照。
- 31) この点については、E. v. Beckerath/N. Kloten, Lorenz von Stein, in: HdSW 1959, Bd. 10, S. 89ff. およびそこで挙げられた文献、ならびに Jantke 1955, S. 76-81 を参照。
- 32) この点については、F. K. Mann, Albert Schäffle, in: HdSW 1956, Bd. 9, S. 103f. およびそこで挙げられた文献を、さらに——シェフレの意義と

## ドイツ社会政策史（Ⅱ）

- 社会政策的文書に関しては——Herkner 1922, Bd. 2, S. 173 を参照。
- 33) この点については, C. Brinkmann, L. Brentano, in: HdSW 1959, Bd. 2, S. 410f. およびそこで挙げられた文献を参照。
  - 34) この点については, C. Brinkmann, Wilhelm Roscher, in: HdSW 1956, Bd. 9, S. 41ff. およびそこで挙げられた文献を参照。
  - 35) この点については, C. Brinkmann, Gustav Schmoller, in: HdSW 1956, Bd. 9, S. 135ff. およびそこで挙げられた文献を参照。
  - 36) プレンターノ, ロッシャー, シュモラー, シェーンベルクについては, Müssiggang 1968 を参照。
  - 37) この点については, R. Stucken, Adolph Wagner, in: HdSW 1961, Bd. 11, S. 470ff. およびそこで挙げられた文献を参照。
  - 38) Boese 1939, S. 3. 学会の活動については, E. Conrad, Der Verein für Socialpolitik und seine Wirksamkeit auf dem Gebiete der gewerblichen Arbeiterfrage, Jena 1906 も参照。1921 年までに学会は 159 巻の社会科学に関する業績を刊行した。
  - 39) R. Singer, Ludwig Gall, in: Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung, Wien 1894, S. 147ff., K. G. Zinn, Staatstätigkeit und Multiplikator in den Schriften Ludwig Galls, in: Kyklos 1969, S. 719ff. および Schraepfer 1964, S. 49ff. に収録されているガルの著作からの抄録を参照。
  - 40) この点については, E. Kuhl, Der erste preußische Kultusminister K. v. Altenstein, Diss., Köln 1924 を参照。アルテンシュタインは 1808 年から 1810 年までプロイセンの財政担当大臣, 1817 年から 1838 年まで文部大臣を務めた。彼はボン大学を創設し, ベルリン, プレスラウ, ハレ大学の拡張につとめるとともに, 1825 年には全国に義務教育を拡げ, 国民学校制度を整備した。
  - 41) この点については, A. Bergengrün, Staatsminister August Freiherr von der Heydt, Leipzig 1908 を参照。フォン・デア・ハイトは 1849 年から 1862 年まで商務, 工業, 公務大臣を務めた。
  - 42) この点については, W. Trappe, Hans Hermann Freiherr von Berlepsch als Sozialpolitiker, Diss., Köln 1934 を参照。ベルレプシュは 1890 年から 1896 年までプロイセン商工大臣を務めた。
  - 43) 数多くの人物伝の中からビスマルクに関するものとしてつぎのものを参照。E. Eyck, Bismarck. Leben und Werk, 3 Bde., Erlenbach - Zürich 1941-1944; W. Mommsen, Bismarck. Ein politisches Lebensbild,

München 1959; H. Rothfels, Prinzipienfragen der Bismarck'schen Sozialpolitik, Königsberg 1929.

- 44) この点については, Th. Ramm, Wilhelm Weitling, in: HdSW 1961, Bd. 11, S. 603f. およびそこで挙げられた文献, ならびに Brakelmann 1971, S. 53ff. を参照。
- 45) この点については, Th. Zlocisti, Moses Heß. Der Vorkämpfer des Sozialismus und Zionismus, 1812 bis 1875, 2. Aufl., Berlin 1921 および Brakelmann 1971, S. 55 を参照。
- 46) この点については, G. Stavenhagen, Friedrich Engels, in: HdSW 1961, Bd. 3, S. 223 およびそこで挙げられた文献を参照。
- 47) 1845年ライプツィヒでの最初の出版は, つぎの dtv [=Deutscher Taschenbuch Verlag] ポケット版としても刊行されている。F. Engels, Die Lage der arbeitenden Klassen in England, hg. von W. Kumpmann, München 1973.
- 48) この点については, F. Engels/I. Fetscher/H. Peter, Marx, in: HdSW 1961, Bd. 7, S. 185ff. およびそこで挙げられた文献を参照。
- 49) ドイツにおける社会運動については, Herkner 1922, Bd. 2 の展望的素描, ならびに W. Hofmann 1979, Heimann 1980, S. 139ff., Kocka 1983, Herzig 1988 を参照。
- 50) この点については, Grebing 1981, S. 40ff.; Brakelmann 1971, S. 84ff. および S. 186ff. を参照。
- 51) ドイツ社会民主党の沿革については, Grebing 1981 を参照。
- 52) この選挙法にもとづけば, 第一次選挙区内の「原選挙人」は, その直接税の国税・市町村税・郡税, 県税, 州税に応じて3つの等級に分けられる。各等級は, これらの税の総納税額の各3分の1にまとめられ, しかも第1等級は多額納税者が, 第3等級は少額納税者および納税をしていない者が, まとめられる。秘密ではない形で (!) 選出される [第一次選挙区内の第一次] 選挙人も同じ方法で3つの等級に分けられる。プロイセンでは1849年3,260,703人の原選挙人がつぎのように等級分けされた。第一等級は153,808人で有権者の4.72%, 第二等級は409,745人で12.57%, 第三等級は2,691,950人で有権者の82.56%であった。この点については, Furtwängler 1956, S. 47 を参照。1903年, 社会民主党は得票数の18.79%を獲得したが下院議員を獲得できず, 保守党は得票数の19.39%で32.28%の議席を獲得した。この点については, Grebing 1981, S. 106 を参照。



- 53) 19世紀末の20年間は、ほとんどの場合、(しばしば貴族の)土地所有者と官吏・官僚から成る会派が、帝国議会や邦議会において企業家によって補われた。1890年から1906年の選挙期の間、帝国議会議員にしめる企業家の割合は22.8% (=議員数90名)と27% (=同107名)の間であった。世紀がかわると、帝国議会、邦議会、ゲマインデ議会における企業家の割合は著しく減少した。1912年から1918年において、帝国議会における企業家の割合はせいぜい17.1% (=議員数68名)どまりであった。この点については、Jaeger 1967 (1. Kap.: „Unternehmer im Parlament“)を参照。
- 54) この点については、E. Ritter 1954, Rauscher/Roos 1977 および Heitzer 1991を参照。
- 55) ケッテラーとヒッツェについては、本書 S. 46f., 本邦訳 148頁以下を参照。
- 56) この点については、Seiters 1965, S. 61ff.を参照。
- 57) 1882年以降ミュヒェン大学国家学の教授でもあったヘルトリングは、1876年から帝国議会で社会問題に関する中央党の報告を担当した。1909年から1912年まで中央党会派会長、1912年から1917年バイエルン邦首相、1917年から1918年帝国宰相・プロイセン首相を務めた。彼はこれ以外にも「カトリック・ドイツの学術保護のためのゲーレス協会」共同設立者となり、初代会長に就いた。この点については、W. Becker (Hg.), Georg von Hertling 1843-1919, Paderborn u.a. 1993を参照。
- 58) カトリック社会教説については、v. Nell-Breuning 1985; Rauscher 1988aを参照。
- 59) この点については、Grebing 1981, S. 76ff.; Ritter 1954, S. 108ff.を参照。
- 60) ヴィヒェルンとフーパーについては、本書 S. 46f., 本邦訳 147頁以下を、トートについては Brakelmann 1971, S. 250ff.を、シュテッカーについても同様に Brakelmann 1971, S. 162ff.を参照。
- 61) 党綱領の序文において設立の理由がつぎのように述べられている。「キリスト教社会労働者党は、キリスト教信仰と国王・祖国への愛の上に立つものである。わが党は現在の社会民主主義を非実践的、非キリスト教的、非愛国的として受け入れることができない。わが党が目指すのは、労働者の平和的な組織であり、それは国家活動に関わる他の諸派と協力して、必要にして実践的な成果の途を拓くためである。わが党が求めるのは富と貧困との間にある懸隔を少なくすることであり、現在以上の経済的保障をもたらすことである。」 Brakelmann 1971, S.

167より引用。

- 62) この点については Kretschmar 1972 を参照。会議への参加者は、とくに、ハンス・フォン・ベルレプシュ、ベルンハルト・ハルムス、アルトゥール・フォン・ポザドフスキらであった。会議で主導的役割を演じたのは、アードルフ・ダマシュケ、テオドーア・ホイス、ルートヴィヒ・ハイデ、フリードリヒ・ナウマン、グスタフ・シュモラー、エルンスト・トレルチ、アードルフ・ヴァーグナー、マックス・ヴェーバー、レーオポルト・フォン・ヴィーゼであった。
- 63) ナウマンについては、Brakelmann 1971, S. 175ff. および Th. Heuß, Friedrich Naumann. Der Mann, das Werk, die Zeit, Berlin 1937 を参照。
- 64) F. オッペンハイマーについては、Großgrundeigentum und soziale Frage, Jena 1898 および E. Preiser, Oppenheimer, Franz, in: HdSW, Bd. 8, S. 102ff. を参照。
- 65) 労働組合については、Limmer 1988; Borsdorf 1987; Niedenhoff/Pege 1990; Hemmer/ Schmitz 1990 を参照。
- 66) 営業条令第 152 条はつぎのように規定している。「有利な賃金条件および労働条件を獲得する目的をもって、とくに労働者の雇い入れまたは労働者の解雇の手段を用いて、約定または同盟することに関し、工業経営者、使用人、職人もしくは労働者に対してなされていたすべての禁止もしくは処罰規定は撤廃される。いかなる参加者も、かかる同盟もしくは約定の解除は自由であり、解除を理由とする苦情、異議申し立ては認められない。」
- 67) [団結の自由が] 半ばながら承認されたというのはつぎの理由による。すなわち営業条令第 153 条は、他人に団結に加わるように強要したり、団結から脱退することを阻害しようとしたりしたりするケースを処罰の対象としていたが、他方では団結への加入を妨害することや団結から脱退を強要することは処罰の対象としていなかったからである。第 153 条の規定はつぎのとおりである。「他人を、身体の拘束を伴う措置、脅迫、名誉毀損、もしくは悪意の風説によって拘束し、あるいは拘束しようとする者、前条（第 152 条）でいう約定に参加する者、あるいはそれに従った者、ないしは他人を同様の手段でかかる約定から脱退することを妨害し、あるいは妨害しようとした者、これらの者は 3 ヶ月未満の禁錮刑に処せられる。その限りにおいて、一般刑法にもとづいて、それ以上の厳しい罰則は適用されない。」
- 68) 団結自由の展開については、Hueck/Nipperdey 1967; Ritscher 1917;

Volkman 1968, S. 142-177; Hentschel 1983, S. 31-42 を参照。

- 69) 社会主義者鎮圧法はたしかに直接的には労働組合に適用されたものではなかったが、プロイセン上級裁判所は労働組合を政治的結社のカテゴリーに編入した。これによって中央の連合組織は解散させられ、機関紙発行も禁止された。この点については Furtwängler 1956, S. 15 を参照。社会主義系の労働組合が社会主義者鎮圧法の適用を受けたということは、多くの政党の指導的人物が指導的役割を持つ労働組合員であったという事実の結果にすぎないものであった。
- 70) この点については、Brakelmann 1971, S. 100 および労働組合の実効性がいわゆる「懲役法案」によって切り削がれていくという試論を参照。1899年5月26日の〔懲役法〕政府案はヴィルヘルム2世によって述べられたねらいを、つまり「意図と手段がいかなるものであれ、働こうとしているドイツ人労働者の労働を妨害ようとしたり、あるいは彼にストライキをそそのかしたりする」者には誰にも、懲役3年未満、首謀者の場合には5年未満の刑に処す、というねらいをその内容とするものであった。帝国議会は本法案を否決した。この点については Herkner 1922, Bd. 2, S. 228f. を参照。
- 71) 騒擾に包まれた1918年の体制変革期において、雇い主のトップ団体と労働組合とが1918年11月15日に、「中央労使共同体」結成に合意する協定を締結した。ドイツにおける革命が、経済の基礎とこれからの経済的発展の基礎を破壊するものではなかったということは、この中央労使共同体に、そしてそれと結びついた労働組合に帰せられるであろう。
- 72) 労働組合の自助の手段をまとめれば、組合員に対するつぎのような事業がとくにそれにあたる。
1. 失業、ストライキによって移動や転居が生じたり、雇い主によって被雇用者に処分がくだされたりした場合の、移動手当や引越し手当の支払い。
  2. 通常1週間の失業期間に労働意欲がある場合に補償される失業手当の支払い
  3. 疾病援助や葬儀費用の支払い。
  4. 労働組合によって承認されたストライキ、もしくはロックアウトに際しての手当、あるいは処分手当の支払い。
  5. 支払いを伴わない法的保護。
  6. 無料の教育手段および教育機会の実現。

- 73) この点については、つぎの協同組合に関する総論的文献を参照。G. Albrecht, Die soziale Funktion des Genossenschaftswesens, Berlin 1965; R. Deumer, Das deutsche Genossenschaftswesen, 2 Bde., 2. Aufl., Berlin/Leipzig 1926/27; H. Faust, Geschichte der Genossenschaftsbewegung, 2. Aufl., Frankfurt/M. 1965; ders., Genossenschaftswesen, Stuttgart/Düsseldorf 1969; H. Fleissner, Genossenschaften und Arbeiterbewegung, 2. Aufl., Jena 1924; E. Grünfeld/K. Hildebrand, Genossenschaftswesen. Seine Geschichte, volkswirtschaftliche Bedeutung und Betriebswirtschaftslehre, Berlin/Wien 1929; R. Schultz/J. Zerche, Genossenschaftslehre, 2. Aufl., Berlin 1982; W. Wygodzinski/V. F. Totomianz, Genossenschaftswesen, Tübingen 1927.
- 74) シュルツェーデーリチュは1848年にプロイセン国民議会の代議員として手工業者・労働者問題に専ら取り組んだ。彼は1849年、デーリチュアツリアツイオン [地名] に疾病・死亡金庫のほか、靴製造業者と家具職人の組合を原材料「購入協同組合」として設立、そして1856年にはドイツにおける最初の信用協同組合である「前貸協会」を設立した。シュルツェーデーリチュについては、Th. Heuß, Schulze-Delitzsch, Leistung und Vermachtnis, Wiesbaden 1948; ders., Schulze-Delitzsch, in: HdSW 1956, Bd. 9, S. 149f. を参照。
- 75) ライファイセンはドイツ農業協同組合の創設者であり、シュルツェーデーリチュを模して信用協同組合を創始した。ライファイセンについては、Th. Sonnemann, Raiffeisen, Friedrich Wilhelm, in: HdSW 1964, Bd. 8, S. 668ff. を参照。
- 76) 登録された協同組合の総会においては、「1人1票」の原則が適用された。つまりはひとりの組合員は組合員の経営の経済的規模に関係なく1票を有していたのである。
- 77) 消費協同組合については、R. Wilbrandt, Konsumgenossenschaften, Stuttgart 1922ならびに Totomianz, Theorie, Geschichte und Praxis der Konsumentenorganisation, Berlin 1914 を参照。
- 78) この点については、F. Oppenheimer, Theorie der reinen und politischen Ökonomie, 2 Halbbde., 5. Aufl., Jena 1924, S. 953f. ならびに Fr. W. König, Die gewerblichen Produktivgenossenschaften in Deutschland, Gießen 1924 による生産協同組合批判を参照。

ドイツ社会政策史（Ⅱ）

[文献リスト]

- ・ Abbé, E., 1921, Sozialpolitische Schriften, 2. Aufl., Jena
- ・ Albrecht, G., 1955, Sozialpolitik, Göttingen
- ・ Bechtel, H., 1956, Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert, München
- ・ Boese, F., 1939, Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872-1932, SVSP, Bd. 188, Berlin
- ・ Borsdorf, U. (Hg.), 1987, Geschichte der deutschen Gewerkschaften von den Anfängen bis 1945, Köln
- ・ Brakelmann, G., 1971, Die soziale Frage des 19. Jahrhunderts, 4. Aufl., Witten
- ・ Bredendieck, W., 1953, Christliche Sozialreformer des 19. Jahrhunderts, Leipzig
- ・ Briefs, G., 1968, Gewerkschaftsprobleme in unserer Zeit, Frankfurt/M.
- ・ Furtwängler, F. J., 1956, Die Gewerkschaften. Ihre Geschichte und Internationale Auswirkung, Hamburg
- ・ Grebing, H., 1981, Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, 11. Aufl., München
- ・ Heimann, E., 1980, Soziale Theorie des Kapitalismus, Frankfurt/M.
- ・ Heitzer, H., 1991, Deutscher Katholizismus und Sozialpolitik bis zum Beginn der Weimarer Republik, Paderborn u.a.
- ・ Hemmer, H., Schmitz, K. (Hg.), 1990, Geschichte der Gewerkschaften in der Bundesrepublik, Köln
- ・ Hentschel, V., 1983, Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1880-1980, Frankfurt/M.
- ・ Herkner, H., 1922, Die Arbeiterfrage, Bd.1: Arbeiterfrage und Sozialreform, 8. Aufl., Berlin/Leipzig
- ・ Herzig, A., 1988, Unterschichtenprotest in Deutschland 1790-1870, Göttingen
- ・ Hohorst, H., Kocka, J., Ritter, G. A., 1978, Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch. Materialien zur Statistik des Kaiserreichs 1870-1914, 2. Aufl., München
- ・ Hofmann, W., 1979, Ideengeschichte der sozialen Bewegung des 19. und 20. Jahrhunderts, 6. Aufl., Berlin
- ・ Hueck, A., Nipperdey, H. C., 1967, Lehrbuch des Arbeitsrechts, Bd. 2, 7. Aufl., Berlin/Frankfurt/M.
- ・ Hürten, H., 1991, Katholizismus, staatliche Neuordnung und Demokratie 1945-1962, Paderborn u.a.

ドイツ社会政策史 (Ⅱ)

- Jaeger, H., 1967, Unternehmer in der deutschen Politik (1890-1918), Bonn
- Jantke, C., 1955, Der vierte Stand. Die gestaltenden Kräfte der deutschen Arbeiterbewegung im 19. Jahrhundert, Freiburg i. Br.
- Kocka, J., 1983, Lohnarbeit und Klassenbildung. Arbeiter und Arbeiterbewegung in Deutschland 1800-1875, Göttingen
- Kolping, A., 1849, Der Gesellenverein. Zur Beherzigung für alle, die es mit dem wahren Volkswohl gut meinen, Köln/Neuß
- Kretschmar, G., 1972, Der evangelisch-soziale Kongreß. Der deutsche Protestantismus und die soziale Frage, Stuttgart
- Limmer, H., 1988, Die deutsche Gewerkschaftsbewegung, 12. Aufl., München/Wien
- Müssiggang, A., 1968, Die soziale Frage in der historischen Schule der deutschen Nationalökonomie, Tübingen
- Nell-Breuning, O. v., 1985, Gerechtigkeit und Freiheit. Grundzüge katholischer Soziallehre, 2. Aufl., München
- Niedenhoff, H. U., Pege, W., 1990, Gewerkschaftshandbuch, Köln
- Puppke, L., 1966, Sozialpolitik und soziale Anschauungen frühindustrieller Unternehmer in Rheinland-Westfalen, in: Schriften zur Rheinisch-westfälischen Wirtschaftsgeschichte, Bd. 13, Köln
- Rauscher, A., Die Entwicklung der katholischen Soziallehre von “Rerum novarum” bis “Laborem exercens” aus katholischer Sicht, in: Konrad-Adenauer-Stiftung (Hg.), Kirche und Wirtschaft. Melle 1983, S. 19ff.
- Ders., 1988a, Zur Entwicklungsgeschichte der katholischen Soziallehre, in: A. Rauscher (Hg.), Kirche in der Welt. Beiträge zur christlichen Gesellschaftsverantwortung, 1. Bd., Würzburg, S. 111ff.
- Rauscher, A., Roos, L., 1977, Die soziale Verantwortung der Kirche. Wege und Erfahrungen von Ketteler bis heute, Köln
- Ritscher, W., 1917, Koalitionen und Koalitionsrecht in Deutschland bis zur Reichsgewerbeordnung, Stuttgart/ Berlin
- Ritter, E., 1954, Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands im 19. Jahrhundert und der Volksverein, Köln
- Schnabel, F., 1964/65, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, Freiburg i. Br./Basel/Wien
- Schraepfer, E., 1964, Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland, Bd. 1: 1800 bis 1870, 3. Aufl., Göttingen

ドイツ社会政策史（Ⅱ）

- ・ Ders., 1996, Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland Bd. 2: 1871 bis zur Gegenwart, 3. Aufl., Göttingen
- ・ Seifers, J. (Hg.), 1965, Portraits christlich-sozialer Persönlichkeiten, Osnabrück
- ・ Vogel, B., Nohlen, D., Schultze, R. O., 1971, Wahlen in Deutschland. Theorie – Geschichte – Dokumente 1848–1970, Berlin/New York
- ・ Volkmann, H., 1968, Die Arbeiterfrage im preußischen Abgeordnetenhaus 1848 bis 1869, Berlin

[注], および [文献リスト] で使用された略語

HdSW: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften

SVSP : Schriften des Vereins für Sozialpolitik